

輪島市監査公表第 25 号

輪島市教育委員会より、平成22年12月13日付け発輪監査第212号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年10月31日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発教文第176号

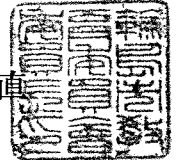
平成23年10月18日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市教育委員会

委員長 小橋 明



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 文 化 課
監査執行年月日 平成22年11月 5日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①未収金について</p> <p>平成16年度から未収となっている農民研修センター使用料については、使用者と連絡が取れないとの説明を聴取したが、今後はこのような未収金が発生しないよう細心の注意を払うようお願いする。</p>	<p>使用申請時に使用者の情報をインターネット等で検索し、詳細な情報を確認している。特に、初めて使用する使用者には用務内容等を事前に詳細に聞き取りし、前払いしてもらうなど、細心の注意を払っている。</p>	措置済
<p>②出張命令について</p> <p>自家用車を公務に使用するには、「輪島市自家用車の公務使用に関する規程」に基づく手続きが必要となるが、出張のため使用する際に必要な「自家用車公務使用承認申出書」の提出をせずに出張したケースがあった。また、その場合は「輪島市職員の旅費に関する条例」の規定に基づく旅費の支給が必要であり、今後このような場合は規定に則り正しい届出書類の提出と、相当の旅費を支給するよう改めていただきたい。</p>	<p>今後、このような場合には出張命令簿と共に、輪島市自家用車公務使用承認申出書を添付し書類を提出することとする。また、旅費の支給が発生した場合においても速やかに支給する。</p>	措置済